

サンセイランディック関西便り Vol.78

平成30年10月号

サンセイ ニュース

秋晴れの空が心地よく感じられるようになりました。昼夜の気温差が激しくなるこの季節です。健康面には十分お気をつけお過ごしください。

今回は「空き家問題」についてお話ししたいと思います。近年、「空き家問題」という言葉をよく聞くようになりましたが、一般的には、適切に管理されず放置されている空き家が原因で周辺住民の住環境に安全面・衛生面で悪影響を及ぼしているような状況を空き家問題といわれています。この問題の背景には、少子高齢化という社会問題に加え、人口移動の変化、そして核家族化など複数の要因が絡み合っています。空き家問題の具体的な例は以下のようなものがあります。

①老朽化した空き家の木材等が飛散し、人的、物的被害を与える②大型地震による倒壊の危険がある③人が住んでいる住居と比べ、放火の対象となりやすい④地域の景観を損ねる⑤不審者が住み着き、近隣の治安悪化の可能性がある

自宅の近くにこのような空き家があれば誰もが不安に感じるでしょう。しかし、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空き家対策特別措置法）」が制定されるまでは空き家に関する法律が存在しなかった為に、このように周辺住民の住環境に悪影響を及ぼすケースが日本各地で増加することになったと考えられています。各自治体は条例を制定して問題の改善に取り組んでいましたが、強制力の点で限界があり、放置される空き家の効果的な対策とはならなかったため、法律制定の必要性が高まり、2014年（平成26年）に「空き家対策特別措置法」の公布にいたったといわれています。「空き家対策特別措置法」では、特定空き家に認定された空き家の所有者には税制面での罰則や、罰金の支払いを科すことを認めています。そのため、空き家の所有者は市町村から特定空き家に認定されないよう、きちんと対策することが大切です。そんな空き家の問題についてですが、弊社といえば「底地の買取」を真っ先にイメージされる方も多いと思いますが、「居付き物件の買取」事業も積極的に行っております。収益性が低く、老朽化した古アパートや貸家の買取をしております。お困りになられている方がいらっしゃいましたら、ご相談だけでもいただけますと幸いです。

社員の 独り言

今年の夏は酷暑続きで、日中の外出が憂鬱になるほど暑かったですが、10月になりすっかり過ごしやすくなりました。暑さもひと段落した秋は過ごしやすく、「食欲の秋」「スポーツの秋」「読書の秋」などのように、様々な事に取り組みやすい季節として「～の秋」とよく表現されますよね。私はスポーツが好きで、小さい頃は野球をしていました。野球好きという事で入社まもなく上司にお誘いを頂き、今年から約10年ぶりに野球を始めました。月に数回、草野球チームに参加し汗を流しております。休日はスポーツでリフレッシュ出来るので、仕事もプライベートも充実して取り組める今の環境が楽しいです。

期待に応えられるよう、仕事も出来るようになりたいですし、野球の方も上手になりたいです。

皆さまはこの秋、どんな事に取り組んでみたいでしょうか？資格試験勉強も頑張ります…

営業：水山



底地・居付き、買います。

株式会社サンセイランディック 関西支店

〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1

あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階

TEL：06-4706-0040 FAX：06-4706-0045

京都支店

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル

手洗水町659番地烏丸中央ビル5階

TEL：075-241-0188 FAX：075-241-0199



底地くん

